平成２８年（フ）第１３４号
静岡県焼津市小土790番地　ガーデンパレスカネブンＢ105号室、旧住所静岡県焼津市藤守2636番地の４
破産者　塚本　友行
１　決定年月日　平成28年６月21日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２７年（フ）第３７号
北海道根室市厚床２丁目221番地１
破産者　藤波美紀子
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所根室支部

平成２７年（フ）第５７９号
埼玉県入間市大字上藤沢344番地12
破産者　吉田　建男
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２７年（フ）第６０３号
埼玉県鶴ヶ島市富士見２丁目19番13―201号パールハイム若葉
破産者　青木　康治
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第７３号
東京都三鷹市牟礼４丁目３番27―316号、開始決定時の住所埼玉県鶴ヶ島市大字藤金875番地２　ダイアパレス若葉弐番館103号
破産者　清川　麻樹（旧姓久保）
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第９５号
埼玉県坂戸市千代田２丁目16番16―11号　エムロード305号室
破産者　菊川　　茂
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２８年（フ）第１００号
神奈川県厚木市温水1527番地４
破産者　高橋　千香
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第１２０号
名古屋市瑞穂区白砂町１丁目45番地　コーポ白砂102号
破産者　竹元かほり（旧姓後藤）
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２４５号
名古屋市千種区今池３丁目12番13号　プリンセス今池902、住民票上の住所名古屋市中川区荒越町１丁目７番地（市営荒越荘２棟407号）
破産者　大野　葉子
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２５９号
愛知県大府市共栄町７丁目１番地の８
破産者　関口　正基
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１９３号
神戸市兵庫区会下山町３丁目20番５―801号
破産者　お好み焼きふたむらこと　二村　利幸
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２２号
神戸市灘区将軍通２丁目１番６号　グランディア六甲将軍通203
破産者　藤見　和弘
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２３８号
神戸市灘区薬師通３丁目３番４―205号
破産者　梅垣　　敏
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２４号
岡山県浅口市鴨方町六条院中1335番地６
破産者　田中　明美（旧姓川原）
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２８年（フ）第１７号
長崎県大村市協和町679番地２　空港ハイツ103、開始決定時の住所長崎県大村市宮小路３丁目1425番地３
破産者　小山　洋一
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２７年（フ）第２０２号
大分県別府市大字鶴見500番地の18
破産者　秦　　純一
１　決定年月日　平成28年６月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２３号
北海道北見市美芳町１丁目５番18号　スカイコーポ205号、破産手続開始決定時の住所北海道北見市北進町４丁目２番30号　コーポすみれ103号
破産者　荒　喜代美
１　決定年月日　平成28年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２７年（フ）第４３８号
仙台市青葉区下愛子字二本松13番地の11
破産者　佐藤　純子
１　決定年月日　平成28年６月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係